

北海道告示第11137号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年8月9日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
ほっかいどう経営者育成事業補助金	道がほっかいどう経営者育成事業補助金交付要綱で定めている道内の商工団体、民間企業や金融機関等による連携体	概ね45歳以下の経営者に対して実施する経営スキルを向上するための研修事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費 (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) その他知事が必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年8月21日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		